

第 3 3 号議案

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出します。

令和 7 年 2 月 2 8 日

提出者 中野区長 酒 井 直 人

(提案理由)

児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準の改正に伴い児童発達支援センターの従業者の配置基準について規定を整備するとともに、児童発達支援センターと設備を兼ねることができる併設施設について規定を整備する必要がある。

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例

中野区指定障害児通所支援の事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例（令和3年中野区条例第43号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項ただし書及び同項第3号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

第11条第4項ただし書中「社会福祉施設」の次に「又はこれに類する施設として規則で定めるもの」を加える。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。